

防衛施設周辺地域の生活環境等の整備に係る補助金に関する財産処分承認基準

第1 承認の手続

原則

・防衛大臣等に財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

特例

・**包括承認事項**であって防衛大臣等への報告のあったものについては、防衛大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。

【包括承認事項】

- ・地方公共団体が、経過年数10年以上である施設等について行う財産処分
- ・地方公共団体が、経過年数10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村建設計画・合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- ・災害等により使用できなくなった施設等・危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄
- ・新たに補助金の交付を受けずに代替施設等を整備した上で行う財産処分
- ・地方公共団体以外のもが行う経過年数10年以上である施設等の環境整備法に規定する施設等への転用

第2 国庫納付に関する承認の基準

地方公共団体	<p>【国庫納付に関する条件を付さずに承認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括承認事項 ・経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴い行う財産処分、同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等 ・その他条件を付さないことが適当であると防衛大臣等が個別に認めるもの 	<p>【国庫納付に関する条件を付して承認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記以外
地方公共団体以外	<p>【国庫納付に関する条件を付さずに承認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括承認事項 ・経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、無償譲渡・無償貸付の後に引き続き他の公共事業に使用する場合、交換により得た施設等において公共事業を行う場合、国・地方公共団体への無償譲渡・無償貸付 ・経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴い行う財産処分 ・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡・無償貸付 ・設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等 ・その他条件を付さないことが適当であると防衛大臣等が個別に認めるもの 	<p>【国庫納付に関する条件を付して承認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記以外

第3 財産処分納付金の額

地方公共団体

地方公共団体以外

$$\text{財産処分納付金額} = \text{譲渡額等} \times \left(\frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費}} \right)$$